

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ		86
○京の水田農業総合対策事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示 (農産課)	83	○都市計画法に基づく工事完了 (山城北土木事務所)	86
○保安林の指定予定の通知 (中丹広域振興局)	85	公 安 委 員 会	
○保安林の指定施業要件の変更予定 (南丹広域振興局)	86	○刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則	〃
公 告			
○土地改良区の定款変更の認可 (農村振興課)	〃		

告 示

京都府告示第51号

京の水田農業総合対策事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年2月13日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京の水田農業総合対策事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

京の水田農業総合対策事業費補助金交付要綱(平成6年京都府告示第28号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第5条」を「第5条第1項」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 規則第5条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

第7条に次の1項を加える。

- 2 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

第9条を第11条とし、第8条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加える。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第8条 補助事業者は、補助金の交付決定後に補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、別記第5号様式による報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(財産の管理及び処分)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産」という。）について、知事が別に定める様式による取得財産管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数とし、同条第2号に規定する知事が別に定める取得財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。

3 補助事業者は、前項に定める期間内において、処分を制限された取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、又は処分しようとするときは、あらかじめ別記第6号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 知事は、前項の規定により承認を受けた補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を府に納付させることができるものとする。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 令和3年度から令和8年度までの各年度分の補助金に係る別表の2の項の規定の適用については、同項中「規定する過疎地域」とあるのは、「規定する過疎地域及び同法附則第7条第1項又は第8条第1項の規定により同法附則第5項に規定する特定市町村の区域とみなされる区域」とする。

別表の1の項中「「京都ブランド米」新展開事業」を「「京の米」ブランド力向上対策事業」に改め、同表の2の項中「農業生産法人等」を「農地所有適格法人等」に、「振興山村地域、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）」を「振興山村の地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域」に、「その他」を「、棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項に規定する指定棚田地域その他」に改める。

別記第4号様式の次に次の2様式を加える。

第5号様式（第8条関係）

番 号
年 月 日

京都府知事 様

市町村等の長

年度京の水田農業総合対策事業（ 事業）に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

年 月 日付け京都府指令 第 号で交付決定を受けた上記補助事業に係る 年度消費税及び地方消費税の額について、下記のとおり確定しましたので、京の水田農業総合対策事業費補助金交付要綱第8条の規定により、報告します。

記

- 1 補助金額 円
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
- 3 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に係る既補助金返還額（又は報告額） 円
- 4 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
- 5 補助金返還相当額（4－3－2） 円

注 別紙として積算の内訳を添付してください。

第6号様式（第9条関係）

番 号
年 月 日

京都府知事 様

市町村等の長

年度京の水田農業総合対策事業（ 事業）に係る取得財産処分承認申請書

年 月 日付け京都府指令 第 号で交付決定を受けた上記補助事業について、下記のとおり財産を処分したいので、京の水田農業総合対策事業費補助金交付要綱に基づき、承認を申請します。

記

- 1 取得財産の品目等
 - (1) 財産の名称、補助事業名、所在、型式、数量
 - (2) 事業費、補助金額、補助率
 - (3) 取得年月日、耐用年数（処分制限期間）、経過年数
 - (4) 現況図面又は写真（添付）
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分予定年月日
- 5 処分の理由

附 則

この告示は、令和6年2月13日から施行し、この告示による改正後の京の水田農業総合対策事業費補助金交付要綱の規定は、令和5年度分の補助金から適用する。



京都府告示第52号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和6年2月13日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 保安林予定森林の所在場所

綾部市高槻町北山1、1の1、2から4まで、5（次の図に示す部分に限る。）、6、7・7の乙・西山31（以

- 上3筆について次の図に示す部分に限る。）、31の丙、32から35まで
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
北山3・4・西山31（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、綾部市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。)



京都府告示第53号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和6年2月13日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南丹市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府南丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、南丹市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。)

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の

規定により、京北大野土地改良区の定款の変更を令和6年2月2日認可した。

令和6年2月13日

京都府知事 西 脇 隆 俊



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和6年2月13日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
宇治市五ヶ庄野添46の3、47の1、48の1
（関連区域）
宇治市五ヶ庄野添47の2、48の2、56、57の2、77の11、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
久世郡久御山町佐山糶池33の4
株式会社京都住宅建設

公 安 委 員 会

刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基く司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月13日

京都府公安委員会

委員長 増 田 壽 幸

京都府公安委員会規則第1号

刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基く司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則

刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基く司法警察員等の指定に関する規則（昭和29年京都府公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「できる」の右に「司法警察員及び同法第201条の2第1項に規定する逮捕状に代わるものの交付を請求することができる」を加える。

附 則

この規則は、令和6年2月15日から施行する。